

特定非営利活動法人 再生可能エネルギー推進協会 会則

第1章 総則

第1条(名称)

当会は特定非営利活動法人再生可能エネルギー推進協会(英文名称:Renewable Energy Promotion Association;通称 REPA)と称する。

第2条(事務局)

当会の事務局は、東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム 239号室に置く。

第3条(目的)

当会は、化石燃料に代わり地球環境保護に寄与する再生可能エネルギーを日本において普及し、さらに再生可能エネルギー技術を通じて国際交流を図り、これらの活動を通じ、環境の保全や再生可能エネルギー技術の必要性を社会に啓蒙し、一般市民を対象として環境を守る豊かな社会の実現に寄与すること目的とする。

第4条(活動内容)

当会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。再生可能エネルギーに関する諸事業には、バイオマス利用技術 太陽光・太陽熱利用技術 地熱利用技術 水力、風力、波力等利用技術、および再生可能エネルギー関連技術が含まれる。

1. 環境の保全に貢献する再生可能エネルギー技術の調査・紹介事業

講演会開催 セミナー開催 展示会 公式HPの制作・運用 定期刊行物、会報等の発行 政府、地方自治体各種団体等への提言・連携

2. 地域の環境と再生可能エネルギー普及に即した施設の企画・立案事業

3. 一般家庭、農家、中小零細企業等の再生可能エネルギー設備への技術支援事業

4. 退職した再生可能エネルギー技術者の能力活用事業

5. 再生可能エネルギー技術を通じた地域間の国際交流を促進する事業

第2章 会員・会費

第5条(会員)

当会の趣旨に賛同する企業・団体および個人は、当会の会員となることができる。会員は、総会議決権を有する個人(正会員)と、総会議決権を有さない企業・団体(賛助会員)および個人(一般会員)で構成する。

第6条(会費)

会費は、正会員は年額6,000円、一般会員は年額3,000円、賛助会員は年額30,000円(一口)とする。会費納付時期は当会の会計年度初月末までに口座振り込みにて納付する。途中入会の会員は、入会時に月割り計算をして納付する。

第7条(入会・入会金)

入会希望者は必要事項を記入の上、当会まで入会申込書を送信することとする。入会後は総会への出席、各種会員サービスの利用ができるほか、会員相互の情報交換のためのメーリングリストへ登録されるものとする。入会金は無料で、入会時に会費を納入するものとする。なお、正会員、一般会員の資格変更は文書にて通知することとする。

第8条(会員の権利)

当会の会員は以下の権利を得る。

1. 正会員は総会に参加し、当会の決定事項において発言権、議決権を持つ。

2. 当会に蓄積された RE 事業に関する開示可能な情報、技術等を活用することができる。
3. 当会発行の会報などを購読することができる。
4. 当会主催の講演会、研究会、親睦会に参加することができる。
5. 当会主催、会員主催の会員サービス、事業、企画へ参加することができる。
6. 当会が得た行政、企業、各種団体からの補助金、寄付金、融資を利用することができる。
7. 会員証の支給を受けることができる。

第9条(会員の義務)

当会の会員は以下の義務を負うこととする。

1. 本会則を遵守する。
2. 理事会および会員は会員内で交換された情報は、発信者本人または理事会の許可のない限り外部への転用、転載、複製、公開をしない。なお、退会後も守秘義務を持つものとする。退会後の守秘義務期間は5年。

第10条(退会)

退会希望者は必要事項を記入の上、当会まで退会申込を送信することとし、当会事務局が申込を確認後、会員サービスは停止されることとする。既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第11条(会員資格の喪失)

会員は以下の項目に該当した場合、本会から除名され退会となる。会員の除名は緊急性がある場合を除いて、理事会が提案し総会で了承された場合とする。異議のある場合は、2週間以内に文書で弁明することができる。

1. 国内法規および公序良俗に反する事業運営があった場合
2. 破産、倒産、会社整理などで業務が停止せざるを得ない場合
3. 会および会員の利益を著しく損なう行為があった場合
4. 6ヶ月以上に渡って会費、経費の納付がなかった場合
5. 会則で定められた会員の義務が守られず、改善の意向が示されなかった場合

第3章 理事・役員

第12条(理事)

当会は次の理事を置く。

1. 会長 1名
2. 代表理事 1名
3. 理事 3名以上 20名未満
4. 監事 1名以上

代表理事は、理事の互選とする。会長は代表理事が推薦し、理事会で承認する。

顧問を1名以上置くことが出来る。顧問は会長あるいは代表理事が推薦して総会で承認する。

第13条(理事の資格及び任免)

1. 理事は当会の正会員であることを要し、総会に於いて選任及び解任される。ただし、代表理事は理事の半数を推薦することができる。
2. 理事の選任の方法に関しては総会において決定する。

第14条(役員の任期)

1. 役員の任期は当会会計年度の2年間として、再任を妨げない。
2. 期の半ばに選任された役員の任期はその期の末までとする。
3. 役員は辞任した場合または、任期が終了した場合においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を

行わなければならない。

第 15 条(理事、監事の任務)

- 1.会長は当会の指導者として、諸活動の円滑な運営を司る。
2. 代表理事は当会を代表し、所務を総理し、理事会を招集してその議長となる。
3. 代表理事に事故があるか、欠けた時は、理事の互選により代表理事代行を選出し、代行は代表理事の職務を行う。
4. 理事は、理事会を構成し、所務の執行を決定する。
5. 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

民法第 59 条 監事ノ職務左ノ如シ

1. 法人ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト
2. 理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト
3. 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ総会又ハ主務官庁ニ報告スルコト
4. 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ総会ヲ招集スルコト

第 16 条(理事の報酬)

理事は、理事会の承認をもって報酬を受けることができる。ただし、報酬は、その役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内のものに限る。

1. 理事には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
2. 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 17 条(理事会)

- 1.理事会は当会の運営にあたるとともに、当会の活動に対し責任を負う。
- 2.理事会は、総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理する。
- 3.その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項を審議する。
- 4.定例理事会は年間3回以上開催する。
- 5.理事会の定足数は、理事現在数の過半数とする。委任状を提出した理事は出席と見なす。

第 18 条(理事会の開催)

- 1.代表理事が必要と認めたととき。
- 2.理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

第 19 条(理事会の招集)

- 1.理事会は、代表理事が招集する。
- 2.代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3.理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 20 条(理事会の議長)

- 1.理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第 21 条(理事会の議決)

- 1.理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
- 2.理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 22 条(理事会の議事録)

1.理事会の議事については、(1)日時及び場所、(2)理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)、(3)審議事項、(4)議事の経過の概要及び議決の結果、(5)議事録署名人の選任に関する事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名、押印しなければならない。

第4章 会合

第23条(総会の種類及び招集)

1. 総会は定例総会と臨時総会の2種類とする。

2. 定例総会は毎年1回招集する。

3. 臨時総会は次に掲げる場合に招集する。

[1] 代表理事が必要と認めた時

[2] 正会員の5分の1以上から会議の目的事項を示し、書面にて請求があつた時

4. 代表理事は第17条第2項による請求があつた場合、請求日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5. 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出された者がこれにあたる。

第24条(総会の成立及び議事)

1. 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。書面及びe-mail等による委任もこれに含まれる。

2. 総会の議事は別に定めるものを除き、出席会員の過半数で決する。なお、可否同数の時は議長がこれを決する。

3. 総会において会員は、各1の議決権を有する。委任状による欠席議決権とも有効とする。

4. 総会の議事について、議事録を作成し、議長及び出席会員の中から選任された署名人2名以上が署名しなければならない。

第25条(総会決議事項)

以下の事項は、総会の議決を経る必要がある。

1. 定款の変更

2. 事業計画及び収支予算の決定及び変更

3. 事業報告及び収支決算の承認

4. 役員の選任及び解任

5. 役員の職務及び報酬

6. 会費の額

7. 会則、規定の設定、変更及び廃止

8. 事務局の組織及び運営

9. 損金の処理

10. その他特に重要な事項

第5章 管理

第26条(会則その他書類の開示)

事務局は、会則、諸規定、総会議事録を会員向けに開示する義務がある。

第27条(決算関係書類の提出)

代表理事は、毎年1回開かれる定例総会に以下に掲げる書類を提出しその承認を求めなければならない。

1. 事業報告書
2. 収支決算書
3. 貸借対照表
4. 財産目録

第6章 事務局

第28条(事務局の設置)

1. 当会の事務を処理するために事務局を置く。事務局は、活動部会、広報部会、技術部会、財務部会、組織部会の5つの部会および、アドバイザリーグループ、海外アドバイザーで構成する。
2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第29条(細則)

1. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。
2. 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

第7章 会計

第30条(会計年度)

当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第31条(収入)

当会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入を以ってこれに当てる。

第32条(財産の非請求権)

会員は退会し、または除名された場合も当会の財産に対し何等の請求権を有しない。

第33条(損金の補填)

当会の運営及び事業において損金が発生した場合は、総会の承認を経て臨時会費の徴収によって補填する。

第8章 会則の改正及び解散

第34条(会則の改正)

本会則は総会において総会員数の2分の1以上の同意を得なければ改正することができない。

第35条(解散及び残余財産の処分)

1. 総会の決議に基づいて解散する場合は、委任及び出席総会員数の4分の3以上の同意を得なければならない。
2. 解散の時に存在する残余財産の処分は総会において4分の3以上の同意を得なければならない。

(付則)

1. 本会則は2005年10月26日から施行する。